

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

例

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「第百条第一項」を「第百条第一項後段（法第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。）」に、「第百九条第六項（法第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。）」を「第百十五条の二第二項（法第百九条第五項において準用する場合を含む。）」に、「第百九条第五項（法第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。）」を「第百十五条の二第一項（法第百九条第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。